火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等（案）に対する意見募集の結果について

令 和 ６ 年 ６ 月
経 済 産 業 省
産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

令和６年４月１０日付けで、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等に関する意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

１．意見募集の実施方法

・募集期間：令和６年４月１０日（水）～令和６年５月１０日（金）
・告知方法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載、窓口での配布
・意見提出方法：e-Gov意見提出フォーム、電子メール、及び郵送

２．意見公募の対象

・火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）
・火薬類の容器包装の基準を定める告示を改正する告示（案）
・火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造・貯蔵・消費・廃棄・その他）（案）（※）

※火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造・貯蔵・消費・廃棄・その他）は、令和３年３月１日付け20210215保局第１号（火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について）の別添として位置づける。

３．提出意見数

５件（５の個人、事業者から１５のご意見をいただきました。）

４．提出されたご意見の概要及びそれに対する回答

別紙のとおり。

※なお、火薬類取締法とは関係のない御意見については、今後の参考とさせていただきます。

５．お問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付
電話番号：０３－３５０１－１８７０

（別紙）

〇火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等に対する意見募集に寄せられたご意見の概要及びご意見に対する回答

	意見の対象	意見の要約 ※趣旨を変えない範囲で要約しています。	回答
1	規則第５条第１項第２７号、第５条の２第１項第１９号、第５２条第３項第２号、第５２の２条第３項第３号、第５３条第１６号、５４条の３第９号、第５６条の２第４項第３号、第５６条の３第１項第４号、第６７条第２項第２号、第８７条第１号　【例示基準】	例示基準の中にデジタル技術の例として、「ロボット、センシング又はAI 等」が挙げられているが、このような装置・設備に「火薬類の存置（又は消費）に重大な影響を及ぼすおそれのある事象」を「排除」できる機能を持たせるのは不可能ではないかもしれないが、莫大な費用がかり、採用するのは無理だと思われる。デジタル装置・設備の必須機能は、例示基準に示されている「1.警告する、3.通報する」で十分ではないか。	●規則第５条第１項第２７号、第５条の２第１項第１９号については、現状においても見張り以外の盗難防止措置が許容されていることから、ご意見を踏まえて、それぞれの例示基準に記載のデジタル技術を活用する場合の次の条件を削除することとします。 ・火薬類の存置に重大な影響を及ぼすおそれのある事象を排除することができるもの。 ●第５２条第３項第２号、第５２条の２第３項第３号、第５３条第１６号、５４条の３第９号、第５６条の２第４項第３号、第５６条の３第１項第４号、第６７条第２項第２号、第８７条第１号については、ご意見を踏まえて、火薬類の存置等に重大な影響を及ぼすおそれのある事象を排除する旨の条件を、次の通り修正します。 ・火薬類の存置／消費／廃棄に影響を及ぼすおそれの想定される事象を排除することができるもの。
2	規則第５条第１項第２７号、第５条の２第１項第１９号、第５２条第３項第２号、第５２条の２第３項第３号、第５３条第１６号、第５４条の３第９号、第５６条の２第４項第３号、第５６条の３第１項第４号、第６７条第２項第２号、第８７条第１号　【例示基準】	例示基準には、「２．火薬類を存置するときに見張人等を常時配置すること。なお、ロボット、 センシング又はＡＩ等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。」と記載がある。 しかし、「見張人等を常時配置すること」と「デジタル技術の活用にする場合」は、根本的に対応方法が異なるため、以下の記載に修正する必要があると考える。 ２．火薬類を存置するときに見張人等を常時配置すること。	例示基準に示す「見張人等」では、見張人の代わりに、見張人に求められる役割や効果が得られるデジタル技術であれば、それを活用した措置を許容しています。 なお、代替となるデジタル技術の対象をより明確とするべく、次のとおり修正させていただきます。 ●規第５２条第３項第２号、第５２条の２第３項第３号、第５３条第１６号、第５４条の３第９号、第５６条の２第４項第３号、第５６条の３第１項第４号、第６７条第２項第２号、第８７条第１号のそれぞれの例

		３．（新設）ロボット、 センシング又はＡＩ等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること（以下略）。	示基準のなお書きに、次の括弧内の語句を追記する。 ・なお、「当該見張人に代え、」ロボット、 センシング又はＡＩ等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。 ●規則第５条第１項第２７号、第５条の２第１項第１９号のそれぞれの例示基準のなお書きに、次の括弧内の語句を追記する。 ・なお、「当該見張り等に」ロボット、センシング又はＡＩ等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。
3	施行規則第１６条第３号へ 【例示基準】	施行規則第１６条第３号へ 例示基準について、以下のように、書き変えた方が良いと考える。 ●施行規則第１６条第３号へに規定する盗難を防止するための自動警報装置を設置することとは、次の基準によるものとする。 1. 自動警報装置は、日本産業規格・・・自動警報装置(・・・、警鳴装置に限る。)とすること。 2. 自動警報装置は、日本産業規格・・・維持すること。ただし、・・・要しない。	ご指摘の通り、修正いたします。
4	施行規則第１６条第４号ニ 【例示基準】	施行規則第１６条第４号ニ 例示基準について、以下のように、書き変えた方が良いと考える。 ●施行規則第１６条第４号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置を設置することとは、次の基準によるものとする。 1. 自動警報装置は、日本産業規格・・・自動警報装置(・・・、警鳴装置に限る。)とすること。 2. 自動警報装置は、日本産業規格・・・維持すること。ただし、・・・要しない。	ご指摘の通り、修正いたします。
5	施行規則第１６条第４号の２ロ【例示基準】	施行規則第１６条第４号の２ロについて、以下のように、書き変えた方が良いと考える。	ご指摘の通り、修正いたします。

		●施行規則第１６条第４号の２ロに規定する盗難を防止するための措置を講じた金属製のロッカーとは、外壁を厚さ 1.2mm 以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施したものとする。	
6	施行規則第２１条第１項第１４号【例示基準】	施行規則第２１条第１項第１４号例示基準について、以下のように、書き変えた方が良いと考える。 ●施行規則第２１条第１項第１４号に規定するその機能を点検し、作動するよう維持することとは、日本産業規格・・・、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持することとする。ただし、・・・常時監視し又は・・・デジタル技術を・・・確認している場合にあっては、定期的な点検を要しない。	ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 ●規則第２１条第１項第１４号例示基準 　施行規則第２１条第１項第１４号に規定するその機能を点検し、作動するよう維持することとは、日本産業規格Ｋ４８３２（２０１８）火薬類の盗難防止設備の要求事項３．４．３　自動警報装置の管理に関する基準に適合する方法で、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持することとする。ただし、自動警報装置の機能及び作動状況を常時監視し、又はロボット、 センシング若しくはＡＩ等のデジタル技術を活用することにより常に確認している場合にあっては、（以下略）。
7	施行規則第２４条第１６号　【例示基準】	施行規則第２４条第１６号　例示基準について、 １．では日本産業規格の細かな基準の警鳴装置の設置を求めているが、２．ではイ・ロのみの記載しか無く、基準の緩い２．のイ・ロを満たすような設計書を提出する事業者が多くなるおそれはないか。	ご意見を踏まえて、次のとおり修正します。 ●規則第２４条第１６号例示基準 　施行規則第２４条第１６号に規定する盗難を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．（略） ２．見張所等を設置し、見張人等を常時配置すること。 ※なお、デジタル技術の活用により火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないよう適切な措置を講ずること。
8	施行規則第２４条第１６号　【例示基準】	施行規則第２４条第１６号　例示基準について、デジタル技術を活用する場合は見張人等の常時配置や日本産業規格に則した警鳴装置の設置は不要という意味か。	No.７のご意見も踏まえて、次のとおり修正します。 なお、本規則の機能性基準の適合性については、当該例示基準で示す１．若しくは２．のいずれかを満たせば良いこととなります。 ●規則第２４条第１６号例示基準

			施行規則第２４条第１６号に規定する盗難を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。 １．（略） ２．見張所等を設置し、見張人等を常時配置すること。 ※なお、デジタル技術の活用により火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないよう適切な措置を講ずること。
9	規則第５２条第１項第２号	規則第５２条第３項の改正案において、旧第４号は[削る]とし、旧第３号の２を新４号とするとなっている。したがって、第５２条第１項第２号に２箇所記載されている「第３号の２」は、いずれも「第４号」とすべき。	ご指摘の通り、修正いたします。
10	施行規則第５２条第３項第２号【例示基準】	施行規則第５２条第３項第２号　例示基準１．ロを以下のように書き変えた方が良いと考える。 ロ．建物の入口の扉は、次の基準によるものとすること。	ご指摘の通り、修正いたします。
11	規則第６７条の９第１号	規則第６７条の９第１号　例示基準について、 ①「被雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等」は、「被雷装置、警鳴装置、消火設備等」とした方が良いと考える。後ろに「等」がついていること、及び同条第 3 号は「被雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かを検査すること。」となっていることが理由である。 ②「当該装置等については、」の当該装置等は、「等」で「製造施設又は火薬庫」も含むと読ませるものと思うが、これらの施設の方が主であるので「当該施設等」とするか、むしろ、削除したほうが良いと考える。	①改正案通りとさせていただきます。 ②改正案通りとさせていただきます。なお、当該装置等が指す対象を明確とする意味で、当該装置等、を、その確認に係る装置等、に修正いたします。
12	施行規則第６７条第１項　【例示基準】	施行規則第６７条第１項　例示基準本文を以下のように、書き変えた方が良いと考える。 ●施行規則第６７条第１項に規定する火薬類(不発弾等を除く。)の廃棄	ご指摘の通り、修正いたします。

		の方法とは、次のいずれかの基準によること。	
13	施行規則第６７条の９第１号　【例示基準】	施行規則第６７条の９第１号　例示基準本文を以下のように、書き変えた方が良いと考える。 ●施行規則第６７条の９第１号に規定するこれに類する方法とは、・・・デジタル技術を活用したものであって、確認の記録を１年以上保存することができるものとする。ただし、・・・講ずること。	ご指摘の通り、修正いたします。
14	施行規則第８７条第１号　【例示基準】	施行規則第８７条第１号　例示基準を以下のように、書き変えた方が良いと考える。 ●施行規則第８７条第１号に規定する盗難及び火災を防止するための措置とは、見張人等を配置することとする。なお、・・・デジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。	No.２のご意見も踏まえて、次のとおり修正します。 ●規則第８７条第１号例示基準本文 　施行規則第８７条第１号に規定する盗難及び火災を防止するための措置とは、見張人等を配置することとする。なお、当該見張人に代え、ロボット、センシング又はＡＩ等のデジタル技術を活用する場合は、次に示す効果が得られるものであること。（以下略）
15	その他	・例示基準１枚目の本文の「この例示基準」は「例示基準」のほうがよい。 ・例示基準４３枚目の枠線内の１行目「あっては」は「あつては」の娯記ではないか。	改正案どおりとさせていただきます。